

先行審査プラントの記載との比較表（V-2-1-1 耐震設計の基本方針）

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>V-2-1-1 耐震設計の基本方針</p> <p>目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>2.1 適用規格</p> <p>3. 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p>3.1 耐震重要度分類</p> <p>3.2 重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p>3.3 波及的影響に対する考慮</p> <p>4. 設計用地震力</p> <p>4.1 地震力の算定法</p> <p>4.2 設計用地震力</p> <p>5. 機能維持の基本方針</p> <p>5.1 構造強度 今回説明範囲</p> <p>5.2 機能維持</p> <p>6. 構造計画と配置計画</p> <p>7. 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>8. ダクティリティに関する考慮</p> <p>9. 機器・配管系の支持方針</p> <p>10. 耐震計算の基本方針</p> <p>10.1 建物・構築物</p> <p>10.2 機器・配管系</p> <p>10.3 土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）</p> <p>10.4 津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備</p>	<p>図書名称の差異</p> <p>図書構成の差異（項目名称が異なるため）</p>

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>5.1 構造強度</p> <p>発電用原子炉施設は、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に伴う地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せを適切に考慮した上で、構造強度を確保する設計とする。また、変位及び変形に対し、設計上の配慮を行う。</p> <p>自然現象に関する組合せは、^①V-1-1-3「<u>発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</u>」のうちV-1-1-3-1-1「<u>発電用原子炉施設^②に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針</u>」に従う。^③なお、地震荷重と風荷重の組合せは「同時に発生する可能性が極めて低いもの」として整理し抽出されていないが、屋外に設置されており風の影響を受けやすいと考えられる施設については、地震荷重と風荷重を組み合わせた場合の影響について確認した結果をV-2-別添4「<u>地震荷重と風荷重の組合せの影響評価結果</u>」に示す。</p> <p>また、V-1-1-3「<u>発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</u>」のうちV-1-1-3-2-1「<u>耐津波設計の基本方針</u>」、V-1-1-11「<u>通信連絡設備に関する説明書</u>」、V-1-7-3「<u>中央制御室の居住性に関する説明書</u>」、V-1-9-3-1「<u>緊急時対策所の機能に関する説明書</u>」及びV-4-2「<u>生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書</u>」における耐震設計方針についても本項に従う。具体的な荷重の組合せと許容限界はV-2-1-9「<u>機能維持の基本方針</u>」の表3-1に示す。</p>	<p>①記載方針の差異（実用炉規則別表第二にて要求されている添付書類を記載（～のうち）した上で、当該の添付書類を記載している。以下同様。）</p> <p>②図書名称の差異</p> <p>③設計方針の差異（KK7では地震荷重と風荷重は組み合わせないものの、風の影響を受けやすいと考えられる施設の影響評価結果をV-2-別添4に記載している。）</p>

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所